

募集要項

1 概要

山口県防府市大字田島無番地に所在する防衛省共済組合三田尻支部において、組合員のニーズ及び利便性を確保するため、委託事業の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

仕様書（その1～4）のとおり。

3 設置場所及び所在地

山口県防府市田島無番地

航空自衛隊防府北基地 厚生センター内

4 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6号に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置場所、設置業種及び募集店舗数

設置業種	店舗数	設置場所
クリーニング取次店	各1店舗	厚生センター内
理髪店		
食堂（飲酒提供）		

(3) その他

仕様書（その1～4）のとおり。

5 業者説明会

(1) 日 時：令和6年10月25日（金） 10時から（5分前までに入室）

(2) 場 所：防衛省航空自衛隊防府北基地 厚生センター内 食堂

(3) 携行品：印鑑、身分証明書、募集要項、仕様書

(4) その他：本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

また、本説明会の参加条件として、参加希望業者（各業者2名以内）は令和6年10月15日（火）17時までに説明会参加の有無を下記の連絡先まで連絡（電話連絡可）すること。

(5) 連絡先：〒747-8567

山口県防府市大字田島無番地

防衛省共済組合三田尻支部 担当：出納主任・物資係

電話：0835-22-1950（内線366）

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

ア 提出書類

（ア）防衛省共済組合三田尻支部〇〇経営受託申請書（別紙様式第1）1部

- (イ) 企画提案書（別紙様式第2）正1部、写し16部
- i 会社概要
 - ii 営業日及び営業時間
 - iii 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
 - iv 清算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）
 - v 応募業種に関する経歴
 - vi 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - vii 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法
 - viii 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況

(ウ) クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

(エ) 防衛省における営業方針

(オ) その他アピールポイント

イ 企画提案書付属書類 各1部

公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること。（関係書類の不備または参加資格がないと判断した場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）

(ア) 業務確約書（別紙様式第4）

(イ) 戸籍抄本

（法人：登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

(ウ) 営業経歴書（会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等、上記内容が記載されたパンフレット等でも可）

(エ) 防衛省共済組合三田尻支部○○経営委託契約書（案）（別紙様式第5）

(オ) 協定書（案）（別紙様式第6）

(カ) 原価見積書（別紙様式第7）※飲食店（飲酒提供）のみ提出

(キ) 財務諸表

個人：直近の（申請日直前1年以内に財務省に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書

法人：直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、収益計算書、決算報告書等

(ク) 納税証明書

（個人：その3の2、法人：その3の3）※発行後3ヶ月以内のもの

(ケ) 印鑑証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの

(コ) 都道府県知事等の発行した営業許可証の写し（該当する場合のみ）

(サ) 誓約書（別紙様式第8）

(シ) 役員名簿（別紙様式第9）

(注) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、(イ)、(ウ)、(キ) 及び(ク) に定める書類に代えることができる。
なお、提出された書類等は返納しない。

ウ 提出先

業者説明会の連絡先に同じ

エ 提出期限

令和6年10月25日（金）から令和6年11月7日（木）

9時から17時まで（13時から14時を除く。）

（2）応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は失格とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ その他、違反と認められる場合

（3）提案修正の禁止

提出期限後の提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。

ただし、決定業者の辞退及び失格等があったときは、次点のものとする場合がある。

また、書類選考において、企画提案内容及び実施能力等が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途指定する日時に公開抽選を行い決定する。

なお、いかなる理由であっても、業者決定結果については、異議を申し立てることができないものとする。

8 設置業者決定日

令和6年11月27日（水）予定

ただし、前記に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の開催日とする。

9 業者決定後の提出書類

委託事業の設置及び経営の業者として決定された者は、次のとおり期限までに持参すること。

（1）提出書類

ア 委託事業従事者身上調査票

イ 健康診断書（写）

※アについては、別途配布する。

（2）提出先

業者説明会の連絡先に同じ

（3）提出期限

令和6年12月20日（金）12時まで

令和 年 月 日

防衛省共済組合三田尻支部長 殿

住 所
氏 名

印

防衛省共済組合三田尻支部

経営受託申請書

私は、防衛省共済組合三田尻支部 の経営を受託したいので、下記書類を添付して申請します。

記

- 1 戸籍抄本（法人である業者にあっては、登記簿謄本） 1部
- 2 営業経歴書 1部
- 3 防衛省共済組合三田尻支部 経営委託契約書（案） 1部
- 4 協定書（案） 1部
- 5 原価見積書 1部
- 6 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し 1部（営業許可等を要する事業に限る。）
- 7 財務諸表 1部
- 8 納税証明書（個人の場合は国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2、法人の場合は同書式その3の3） 1部
- 9 誓約書 1部
- 10 役員名簿 1部
- 11 印鑑証明書 1部

（注1）全省庁統一資格の登録業者である場合に限り、「資格審査結果通知書」の写しを、第1項、第2項、第7項及び第8項に定める書類に代えることができる。

（注2）第4項、第5項、第7項及び第8項を除く既提出書類に変更がない場合は、当該書類の添付を省略することができる。

（注3）第6項に定める書類は、新規に受託を申請する者については、委託業者予定者として選出されてから本部長に承認申請するまでの間に提出するものとする。

企画提案書

会社名：

設置希望業種：

設置場所：

1 会社概要

- (1) 本店所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

2 営業日及び営業時間

- (1) 平日

営業時間 (　　:　　～　　:　　)

- (2) 土日祝日

営業 土曜(有・無) 日曜(有・無) 祝日(有・無)

営業時間 (　　:　　～　　:　　)

3 主な販売予定商品・販売価格表(別紙様式第3)

4 清算方法(レジ(現金)、電子マネー、プリペイドカード等)

5 応募業種に関する経歴

6 従業員管理（身元管理、健康管理）及び人員配置

7 省エネルギー・環境対策・ゴミ・廃棄物の処分方法

8 衛生管理方法及び過去3年間の法令遵守状況

9 クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法

10 防衛省における営業方針

11 その他のアピールポイント

主な販売予定商品・販売価格表

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛省共済組合

三田尻支部長 殿

「防衛省共済組合三田尻支部における売店等の設置及び経営」の業務の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

法人・個人の別

法人・個人

担当者氏名：

電 話：

F A X：

※商号、代表者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

防衛省共済組合三田尻支部 経営委託契約書

防衛省共済組合三田尻支部長吉田 昭則を甲とし、(略)を乙として、甲が同支部において行う(略)の経営を乙に委託することに関して、次の条項を双方承諾の上、本契約を締結するものとする。

(経営の委託とその趣旨)

第1条 甲は、防衛省共済組合（以下「組合」という。）三田尻支部に属する組合員の福祉の増進に資するため、良質で、かつ、低廉な商品又はサービスを当該組合員に対して提供することを目的として同支部において行う福祉事業のうちの経営を、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間、乙に委託するものとする。

- 2 乙は、前項に規定する福祉事業の趣旨を理解し、その経営について委託された事業（以下「委託事業」という。）を誠実に営まなければならぬ。
- 3 乙は、委託事業に関して、本契約書に基づいて甲の行う監督に服し、勧告を受け入れ、指示に従わなければならない。
- 4 乙は、委託事業に係る経営権については、その一部といえども第三者に譲渡し、貸与し、又は請け負わせてはならない。
- 5 乙は、委託事業については、経営権を除き、いわゆる営業権その他の私権の設定が行われたものでないことを確認しなければならない。
- 6 乙は、自衛隊及び防衛省共済組合の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

(施設の使用等)

第2条 甲は、乙が委託事業の経営を行うに当たって必要な設備として、協定書に規定する施設の部分及び物品を乙に使用させるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により使用することを認められた設備を委託事業の経営以外の目的のために使用し、若しくはみだりに施設外に搬出し、又は第三者に貸与し、若しくは利用させてはならない。
- 3 乙は、第1項の規定により使用することを認められた施設に、その都度あらかじめ甲又はその委任を受けた者の了解を得て、委託事業の経営に必要な備品等を備え付け、商品を搬入し、又は所要の装飾を行うことができる。ただし、当該施設の現状を変更する工事を実施しようとする場合あるいは火気の取扱いに関する装置又は電気使用量若しくは水道使用量に影響を及ぼす装置を設置し、又は変更しようとする場合には、復旧条件を明記した文書により申請し、あらかじめ甲の文書による承認を得なければならない。
- 4 乙は、第1項の規定により使用することを認められた設備を滅失し、又は破損した場合には、その旨を速やかに甲に報告するとともに、その滅失又は破損が乙の責めに帰するときは、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委託事業の営業基準等)

第3条 甲及び乙は、委託事業を実施する場合は、次の事項を具体的に定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ協定書により協定を締結するものとする。このうち、販売価格又は料金の決定又は変更に当たっては、乙は甲に、原価見積書（食堂、喫茶及び物品の製造業者に限る。）を提出するものとする。

- (1) 営業時間、休業日
- (2) 取扱商品及びその販売価格
- (3) サービスの方法及びその料金
- (4) 甲が乙に使用させる施設
- (5) 甲が乙に使用させる備品等の品目、数量及び使用料の月額
- (6) その他必要な事項

2 乙は、委託事業の種類に応じて適用される法令及び規則を遵守し、委託事業を経営する場所における環境衛生、防犯、風紀、秩序の維持及び向上に努め、自衛隊の品位を汚さぬように心掛けなければならない。

3 乙は、委託事業に従事する者の身元を保証するものとし、そのため、委託事業従事者身上調査票に所定事項を記入し、同票の所定欄に署名押印し、その者の健康診断書（写し）を添付して甲に提出する（調理、配膳従事者に対する月1回の検便に関する結果を含む。）ものとし、その者が委託事業に従事したことについて発生したすべての事項について、使用者及び身元保証人としてその責めに任じなければならない。

4 甲は、前3項の規定により乙が委託事業の経営について払う努力に対しては、積極的に便宜を提供するものとする。

(協定書の協定基準)

第4条 甲及び乙は、前条第1項の協定書により協定を行う場合、次の各号の基準により行うものとする。

- (1) 組合員に対する利便又はサービスの向上を本旨とすること。
- (2) 販売価格及び料金の設定は適正であること。
- (3) 部隊等の実情に即したものであること。

(定例報告)

第5条 乙は、次の各号に掲げる書類を、それぞれ当該各号に定める期日までに甲に提出しなければならない。ただし、その期日が国民の祝日、日曜日又は訓練その他の事情により当該事務を行うことが妥当でないと甲が定めた日（以下「休日」という。）である場合にあっては、その後において直近の休日でない日に提出しなければならない。

- (1) 毎月の売上月計表 翌月の初日（休日の場合は、その後の直近の休日でない日）
- (2) 每月の収支計算書 翌月の10日
- (3) 每事業年度の損益計算書 翌事業年度の5月31日
(調査等)

第6条 乙は、委託事業の経営に関し、甲に疑義が生じたため、乙の財産内容及び乙の行っている取引全般について調査する旨の申入れを甲から受けた場合には、特別

の事情がある場合を除き、これを拒んではならない。この場合における調査には、必要な書類の提出及び必要な場所への立入りを含むものとする。

- 2 乙は、委託事業の経営に関し、前項の調査に基づき甲が改善の勧告を行った場合には、特別の事情がある場合を除き、これに従わなければならない。

(管理手数料等)

第7条 乙は、委託事業の管理に要する費用として、管理手数料を甲に納付しなければならない。

- 2 管理手数料は月額とし、別紙第1に基づき算出された額とする。
- 3 毎月の管理手数料は、別紙第1に掲げる日（その日が休日である場合にあっては、その後において直近の休日でない日）までに甲に納付するものとする。この場合において、納付を延滞したときは、その日数に応じ、延滞が生じた時点における民法の定めるところによる法定利率を乗じて計算した延滞料を附加するものとする。その際、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とし、延滞料の最終金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 乙が、別紙第1項第1号に該当しているときに、月の途中で契約を解除したときの管理手数料は、日割計算により算出した金額とする。この場合、円位未満に端数が生じたときは、最終金額の円位未満を切り捨てるものとする。
- 5 乙は、災害、盜難その他の特別の理由がある場合には、管理手数料及び延滞料の納付の猶予又は減免につき、その理由及び納付の猶予又は減免の程度を明記した文書により、甲に申請することができる。
- 6 甲は、管理手数料の請求を、委託売店等管理手数料納付通知書により行うものとする。
- 7 甲は、本契約期間中に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）にかかる税率の改正があった場合は、消費税等の税率改正によって生じる消費税等の額の増減相当分の管理手数料を見直すこととし、乙はそれに従わなければならない。

(使用料)

第8条 乙は、委託事業の経営に関し組合から資産の使用許可を受けた場合は、使用料を甲に納付しなければならない。

- 2 使用料は月額とし、別紙第2に基づき算出された額とする。
- 3 使用料の納付については前条第3項の規定を準用する。この場合において、納付を延滞したときは、その日数に応じ、延滞が生じた時点における民法の定めるところによる法定利率を乗じて計算した延滞料を附加するものとする。その際、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とし、延滞料の最終金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 乙は、災害、盜難その他の特別の理由がある場合には、使用料及び延滞料の納付の猶予につき、その理由及び納付の猶予の程度を明記した文書により、甲に申請することができる。

(改氏名等)

第9条 次の場合には、乙は速やかに甲に文書により通知するものとする。

- (1) 本契約書に使用した印鑑の亡失等
- (2) 代表者の変更、転居、改印、改氏名又は名称の変更

- 2 乙は、委託事業の経営に関し、甲に対して書類（第5条に規定する定例報告その他の軽微な事項に関する書類を除く。）を提出するに当たっては、本契約書の作成に当たって用いた氏名及び印鑑を使用しなければならない。この場合において、当該氏名は、戸籍上の氏名（法人にあっては登記上の名称）でなければならない。

（定型用紙）

第10条 第3条第1項に定める協定書及び原価見積書、同条第3項に定める委託事業従事者身上調査票並びに第5条に定める売上月計表及び収支計算書は、甲の交付する定型用紙によるものとする。

（契約解除等）

第11条 甲又は乙は、本契約を解除又は中断しようとする場合（次項から第5項までの規定に該当する場合を除く。）には、当該解除又は中断の予定期日の6か月前までに、当該解除又は中断の理由及び予定期日等を明記した文書により相手方に通告し、本契約の解除又は中断を求めるものとする。

- 2 乙は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当した

ため、委託事業を継続することが適当でないと甲が認めて、本契約の解除又は中断の理由及び予定期日等を明記した文書により、甲から解除又は中断を求められたときは、これに従わなければならない。

(1) 駐屯地、基地等の廃止又は移動、駐屯地、基地等内における組合員規模の大
幅な増減、施設の転用その他の委託事業を継続することを適當としない事情が
生じ、その事情を早期に乙に通告することが適當でないと甲が認めた場合

(2) 駐屯地、基地等に災害その他緊急の事態が発生した場合

- 3 乙は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したため、本契約の解除又は中断の理由を明記した文書により、甲から解除又は中断を求められた場合には、直ちにこれに従わなければならない。ただし、契約の解除又は中断事由が甲の責めに帰すべき事由により発生したものであるときは、この限りでない。

(1) 倒産、破産、被災その他委託事業を継続することが不能である事情が乙に発生
した場合

(2) 乙が委託事業を継続することを拒絶する意思を明確に表示した場合

(3) 乙が本契約書に定める事項に重大な違反行為（第1条の規定に違反する行為
及び第16条に基づき定めた特約における解除条項に関する規定に抵触する場
合を含む。）をした場合

- 4 乙は、被災その他委託事業を継続することが適當でない事情が発生したため、本
契約を解除又は中断する必要があると認めた場合には、当該事情の発生後速やかに
当該解除又は中断の理由及び予定期日等を明記した文書により甲に通告して、本契
約の解除又は中断を求めなければならない。

- 5 前3項の規定にかかわらず、緊急のため文書による通告の時間的余裕がない場合
にあっては、とりあえず行った口頭等による通告によっても、営業の停止に関する
限り、直ちに効力を発生するものとし、事後速やかに文書により通告することができるものとする。

（契約の解除における施設の明渡し）

第12条 乙は、本契約を解除した場合には、速やかに第2条第3項本文の規定によ
り乙が備え付けた備品等及び搬入した商品の残品を撤去し、装飾を除去し、同項た
だし書の規定により工事等を行った施設又は装置については、その際定めた復旧條
件を履行し、同条第1項の規定により使用することを認められた設備を甲に返還し

なければならない。ただし、特別の事情がある場合には、乙は甲の認めた限度内において、備品及び商品等の撤去、装飾の除去並びに復旧条件の履行を行わないことができる。

- 2 乙は、委託事業を始めた後にその委託事業を行った施設に生じた損傷（通常の使用及び収益によって生じた施設の損耗並びに施設の経年変化を除く。以下この条において同じ。）がある場合は、その損傷を現状に復しなければならない。ただし、その損傷が乙の責めに帰することができない事由によるものであるとは、この限りでない。
- 3 乙は、委託事業を始める際に他の業者が設置した備品、装飾等及び他の業者が工事した敷設物を引き継いだ場合は、当該備品、装飾等及び敷設物の撤去並びに必要に応じて補修を行い、施設を他の業者が行った工事前の現状に復さなければならぬ。
- 4 乙は、前3項の規定により備品及び商品等の撤去、装飾の除去、復旧条件の履行並びに施設に生じた損傷の復旧（以下「原状回復工事」という。）を行ったときは、その完了について甲又はその委任を受けた者の了承を得なければならぬ。
- 5 第1項から第3項の規定により乙が行うべき原状回復工事が甲の指定する期日までに実施されない場合には、甲が実施するものとする。

（費用の負担）

第13条 甲は、次の各号に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 本契約書、協定書、原価見積書、委託事業従事者身上調査票、売上月計表及び収支計算書の定型用紙の作成に要した費用
- (2) 本契約の成立及びその履行の監督並びに解除又は中断その他の委託事業の管理運営に関して組合として行うべき事務の処理に要した費用
- 2 乙は、前項の規定により甲の負担する費用を除き、委託事業の経営に要する費用については、その一切を負担しなければならない。
- 3 乙は、前条第1項から第3項の規定により乙が行うべき原状回復工事に要する費用の一切を負担しなければならない。
- 4 乙は、前条第5項の規定により甲が実施した原状回復工事によって甲が乙に代わって負担した費用については、甲の請求に基づいて、速やかに甲に支払わなければならない。

（損害賠償請求権の行使制限）

第14条 乙は、委託事業の経営及び本契約の解除又は中断により生じた損害については、甲の責めに帰する理由により乙に与えた直接損害を除いては、甲に対して損害賠償の請求をしてはならない。

（損害賠償）

第14条の2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたとき、その他業務に関して甲その他の者に損害を与えた場合には、乙の費用をもって一切の損害を賠償しなければならない。

（契約の更新）

第15条 乙は、本契約の契約期間満了の日の6か月前までに、当該期間満了後も引き続いて委託事業の経営を行うかどうかの意思表示を甲に対して行わなければならぬ。

- 2 乙は、本契約の契約期間満了後も引き続いて委託事業の経営を行うことを希望する場合には、甲の指示するところにより、契約の再締結に関する手続を執らなければならない。
- 3 前項の手続が不適格でその不備を補正することができない場合を除き、甲は、引き続き契約を再締結するものとし、その後も同様とする。ただし、甲は契約締結後5年以内の適宜に時期（以下「基本契約期間」という。）に経営委託業者の見直しを実施するものとする。基本契約期間は必要に応じて、原則として一度に限り更新することができる。
- 4 前項の規定による見直しを実施した結果、継続して同業者に同一の条件により経営を委託することとなる場合には、新たに契約を締結するものとする。

（暴力団排除に関する特約条項）

第16条 甲と乙は、暴力団の排除に関し本契約において特約条項を定めるものとする。

（協議）

第17条 この契約について、定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書1通を作成し、各記名押印し、正を甲が、写しを乙が所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲 住 所 山口県防府市大字田島無番地
氏 名 防衛省共済組合三田尻支部
　　　　支部長 吉 田 昭 則 印

乙 住 所
氏 名 印

管理手数料の月額の算出等について

1 常設委託売店を使用する経営委託の場合

- (1) 経営委託期間が1会計年度を経過している場合（甲が本契約締結後、5年以内の適宜の時期に委託業者の見直しを実施した結果、継続して同一の業者に同一の条件により経営を委託する場合において、見直し前の経営委託期間が1会計年度を経過しているときを含む。）

- 計算式： $(A + B + C) \times$ 次の表に掲げる前年度売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率 ÷ 12
 - A : 前年度の標準税率対象商品の売上額
 - B : 前年度の軽減税率対象商品の売上額 ÷ (1 + 軽減税率) × (1 + 標準税率) (円位未満切捨て)
 - C : 前年度の印紙、証紙及び物品切手等（商品券など）の売上額（※）
× (1 + 標準税率) (円位未満切捨て)

前年度売上額 (A)	手数料率 (B)	納付期日
360万円未満	0 %	当月の15日
360万円以上480万円未満	1 %	
480万円以上600万円未満	2 %	
600万円以上720万円未満	3 %	
720万円以上840万円未満	4 %	
840万円以上	5 %	

- ※ チケット業者による印紙及び証紙の売上額はCに含めずAに含める。
- ※ 乙が2業種又は2店舗以上の経営を行っているときの売上額は、それぞれの売上額を合算した金額とする。ただし、支部の所属所については、この限りではない。

(2) 経営委託期間が1会計年度を経過していない場合

- 計算式： $(A + B + C) \times$ 次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率
 - A : 各月の標準税率対象商品の売上額
 - B : 各月の軽減税率対象商品の売上額 ÷ (1 + 軽減税率) × (1 + 標準税率) (円位未満切捨て)
 - C : 各月の印紙、証紙及び物品切手等（商品券など）の売上額（※）
× (1 + 標準税率) (円位未満切捨て)

各月売上額 (A)	手数料 (B)	納付期日
30万円未満	0 %	翌月の15日
30万円以上40万円未満	1 %	
40万円以上50万円未満	2 %	
50万円以上60万円未満	3 %	
60万円以上70万円未満	4 %	
70万円以上	5 %	

- ※ チケット業者による印紙及び証紙の売上額はCに含めずAに含める。
- ※ 乙が2業種又は2店舗以上の経営を行っているときの売上額は、それぞれの売上額を合算した金額とする。ただし、支部の所属所については、この限りではない。

2 常設委託売店を使用しない経営委託の場合

- 計算式： $(A + B) \times$ 次の表に掲げる各月売上額欄に掲げる区分に応じた手数料率欄に掲げる手数料率

A : 各月の標準税率対象商品の売上額

B : 各月の軽減税率対象商品の売上額 ÷ $(1 + \text{軽減税率}) \times (1 + \text{標準税率})$ (円位未満切捨て)

各月売上額 (A)	手数料 (B)	納付期日
30万円未満	0 %	翌月の15日
30万円以上	0.5 %	

- ※ 乙が2業種又は2店舗以上の経営を行っているときの売上額は、それぞれの売上額を合算した金額とする。ただし、支部の所属所については、この限りではない。

3 管理手数料の端数処理

管理手数料の金額に円位未満の端数が生じた場合は、最終金額の円位未満を切り捨てるものとする。

使用料の月額の算出について

1 元金償還相当額

- (1) 元金分 $\text{投資額} \times (1 / \text{耐用年数}) \times (1 / 12) = A$
 $A + b = A$
- (2) 金利分 $\text{投資残額} \times \text{利率} C \times (1 / 12) = 12b$
- (3) 前号に規定する利率Cは、防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則第16条第1項第1号ウに規定する甲が別に定める利率Cとする。
- ア 投資額とは、資産の取得価額であり、新規に取得した場合はその全額、一部耐用年数を経過している場合は減価償却累計額を控除した額とする。
- イ 施設等全体の一部を使用させる場合は、全体に対する使用させる部分の割合による。
- ウ 耐用年数とは、新規に取得した場合は法定耐用年数、一部耐用年数を経過している場合は使用開始後の残存耐用年数とし、この残存耐用年数に1年未満の端数がある場合の「A」の算出は、投資額を残存耐用年数に相当する月数で除したものとする。
- エ 投資残額とは、投資額から各月末における元金回収累計額（未収金を含む。）を差し引いた額である。
- オ 使用させる資産の取得が「器具・備品」科目による場合は、金利についての計算は除外する。

2 経費負担相当額

$$\text{年間所要経費額} \times (1 / 12) = B$$

(年間所要経費額=使用させる資産に係る火災保険料、固定資産税等の相当額)

3 使用料月額

$$\text{使用料月額} = (A + B) \times (1 + (\text{消費税} + \text{地方消費税}) \text{ 税})$$

4 第1項第1号及び第2号並びに第2項の計算において生じた円位未満の端数については、それぞれ切り上げ、第3項については切り捨てるものとする。

5 使用料は、使用させる資産の投資額の金額を回収するまでの間、徴収する。

なお、第2項の経費負担相当額については、使用させる資産の投資額の金額回収後においても引き続き徴収するものとする。

6 平成22年12月31日以前に組合が取得し乙に使用させる資産については、前各項の規定にかかわらず、当該資産に係る使用料は免除とする。

※ 第6項の規定は、事務取扱要領第1号（平成22年12月8日）附則の規定により使用料を免除する資産を使用させる場合にのみ記載し、これ以外の場合はこの第6項を協定書に記載しないこと。また、同項の規定は組合員数が500名以下の小支部等（組合員数が500名以下の支部の所属所並びに支部の一部を構成している部隊及び機関を含む。）において適用するものであり、組合員数については防衛省共済組合委託事業管理事務取扱細則第5条の2の委託業者選定にかかる公告掲載日の属する月の前月末のものを適用すること。

暴力団排除に関する特約条項

甲及び乙は、暴力団排除に関し、次の特約条項を定める。

(属性に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 乙は、甲から求めがあった場合、乙の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表とする。）及び登記簿謄本の写しを提出するとともに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意するものとする。

(行為に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(暴力団排除に関する表明及び確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「排除対象者」という。）を下請負者等（下請負者（再下請負以降の全ての下請負者を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負者又は受任者が当該契

約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(下請負者等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に下請負者等が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負者等との契約を解除し、又は下請負者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負者等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負者等との契約を解除せず、若しくは下請負者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は下請負者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

別紙様式第6

協定書(案)

防衛省共済組合三田尻支部長 と委託業者 とは、経営委託契約書第2条及び第3条に基づき下記のとおり協定する。

記

1 営業時間 午前 時から午後 時まで

2 休業日 毎週 曜日とする。

3 取扱商品及び販売価格

(物品販売業については標準価格に対する割引率を、理容、美容及びクリーニング業については、利用料金及び市中価格に対する割引率を記入する。)

種別	製造業者名 又は規格	標準価格に対する割 引率又は利用料金 (市中価格に対する 割引率)	種別	製造業者名 又は規格	標準価格に対する割 引率又は利用料金 (市中価格に対する 割引率)

4 サービス提供業の場合は、そのサービスの具体的な内容

5 甲が乙に使用させる施設(設置場所及び面積を示すものを添付すること。)

6 甲が乙に貸与する備品等の品目及び数量(賃貸料を徴収する物品はその月額を記入すること。)

令和 年 月 日

甲

印

乙

印

原 価 見 積 書

令和 年 月 日

業者名

印

備考：① この書類の提出は、食堂、喫茶及び物品の製造業者に限る。

② 新規契約又は継続契約のいずれの場合も全品目について毎年度作成すること。ただし、年度中途での追加販売又は価格変更にあっては、当該品目のみ、その都度作成すること

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貴組合との契約に基づき使用する国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国又は防衛省共済組合三田尻支部が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方としての不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人ある場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙様式第9により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件

(使用許可物件) を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件(使用許可物件)を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ(※1)、政治活動標ぼうゴロ(※2)、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力をを行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省共済組合三田尻支部長 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

別紙様式第9

年 月 日